

## その電話大丈夫？ ～電話de詐欺の被害防止～

詐欺の電話は、いつかかってくるか分かりません。被害に遭わないために防犯対策をして、大切な財産を守りましょう。

- 家の電話は常に留守番電話に設定し、知らない番号の電話は出ないようにしましょう。
- 通話内容を録音するメッセージを流して犯人に警告をしましょう。
- 電話に出てしまっても、不審だと思ったらすぐに電話を切りましょう。



おおたかの森駅前  
交番だより

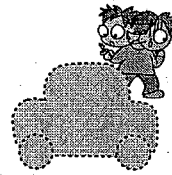
## 自動車盗難発生！

おおたかの森交番の管内では、自動車が「CANインベーター」や「リレーアタック」などと呼ばれる手口で盗難の被害に遭っています。

あなたの愛車を守るために、盗難防止対策をしましょう。

- ・ スマートキーは節電モードを使用するか、金属缶に入れて収納する。
- ・ イモビライザーや警報装置の他、バー式ハンドルロック、タイヤロック等の盗難防止装置を設置する。

自宅の車庫でも被害は発生しています。車は確実に施錠しましょう。



3月号  
おおたかの森駅前交番  
電話番号  
04-7152-5234

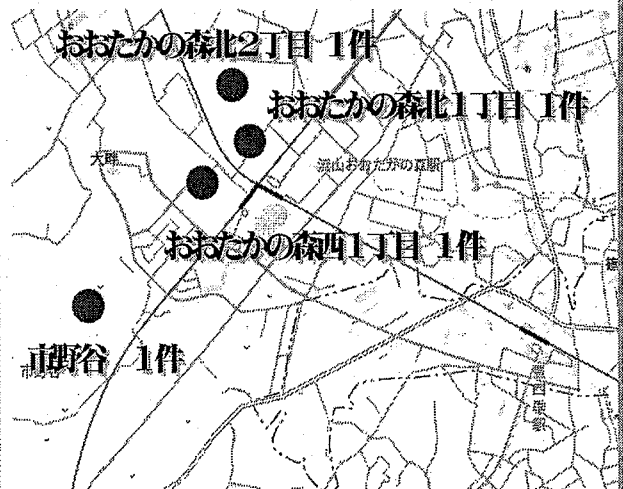


## 犯罪発生状況 (2月の発生状況)

- 万引き 6件 おおたかの森南1丁目4件  
野々下3丁目、5丁目
- 自動車盗 2件 おおたかの森南1丁目、3丁目
- 自転車盗 2件 おおたかの森西1丁目  
市野谷
- 建造物損壊 2件 おおたかの森東1丁目
- ひったくり 1件 野々下5丁目
- 車上ねらい 1件 おおたかの森南2丁目
- その他の盗難 1件 おおたかの森南1丁目



## 自転車盗多発場所 (1月から2月の発生状況)



この広報紙は県警ホームページからも御覧になれます。→



# 電話de詐欺発生状況(令和4年1月)



● …被害発生件数      ★ …前兆電話

## クロスボウの所持が原則禁止されます

令和3年6月16日に銃砲刀剣類所持等取締法が改正され、法施行日令和4年3月15日以降はクロスボウの所持が原則禁止されることとなりました。

現在クロスボウを所持している方は、

- ① 法施行日令和4年3月15日から6か月の間（令和4年9月14日まで）に、住所地を管轄する警察署に所持許可の申請をする。
- ② 警察署等に廃棄を依頼する。
- ③ 適法に所持することができる方へ譲渡する。

のいずれかの措置を執らなければなりません。

経過措置期間にいずれの措置も執らずにクロスボウを所持した場合は、不法所持として、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

クロスボウを廃棄したい場合は、警察署に廃棄依頼をすることができますので、流山警察署の生活安全課までご相談ください。